

八王子市浄化槽指導要綱

平成19年4月1日 施行

平成29年1月1日 改正

(目的)

第1 この要綱は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置基準及び手続並びに維持管理等に関し浄化槽関係者が行うべき必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱における用語の意義は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築士法（昭和25年法律第202号）及び八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年八王子市条例第31号。以下「市条例」という。）に定めるところによるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿と併せて雑排水（厨房、浴室、洗濯等の排水）を一括して処理する設備又は施設をいう。法及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）でいう「浄化槽」のうち「みなし浄化槽」（環境省令第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。）を除いたもののこと。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する設備又は施設をいう。「みなし浄化槽」のこと。
- (3) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。
- (4) 法定検査 法第7条第1項の規定による設置後等の水質検査（以下「7条検査」という。）及び法第11条第1項の規定による定期検査（以下「11条検査」という。）をいう。
- (5) 維持管理 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査等、浄化槽の性能・機能を正常に維持するための管理全般をいう。
- (6) 指定検査機関 法定検査の業務を行う者として、法第57条第1項に基づき東京都知事が指定する者をいう。
- (7) 技術管理者 環境省令第8条の資格を有する者で、浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当する者をいう。
- (8) 特定施設 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設のうち、処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽をいう。

- (9) 指定地域特定施設 水質汚濁防止法第2条第3項に規定する、処理対象人員が201人以上500人以下であって、その放流水が水質総量規制地域に流入するし尿浄化槽をいう。
- (10) 浄化槽関係団体 浄化槽製造業者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者等が構成する団体をいう。

(設置基準等)

第3 浄化槽設置基準は次のとおりとする。

1 設置基準

浄化槽を新たに設置するときは、別表1に掲げる設置構造指針に基づく合併処理浄化槽を設置すること。

2 設置場所

- (1) 維持管理を容易に行えること。
- (2) 敷地付近に放流先があること。ただし、設置場所周辺に放流できる水路等がない場合は、東京都合併処理浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱（平成11年3月19日付10環水規第340号）に定める合併処理浄化槽、付加消毒装置等を設置することにより、放流水を地下浸透させることができる。
- (3) 雨水等により冠水しないこと。
- (4) その他、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所であること。

3 放流先

- (1) 放流先は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ水の量及び流れが適当である水路等であること。
- (2) 道路や河川等を使用する場合は、管理者の許可を得ること。

(設置等の手続)

第4 浄化槽の設置等の手続及び届出書類等については、次のように定める。

1 法の規定に基づく手続

- (1) 法第5条第1項の規定により浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届出書（浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令〔昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。〕別記様式第1号）に別表2に掲げる図書を添付し、市長及び市長を経由して特定行政庁に提出すること。
- (2) 法第5条第1項の規定により浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする者は、浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第2号）に別表1に掲げる図書を添付し、市長及び市長を経由して特定行政庁に提出すること。

2 基準法の規定に基づく手続

基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画通知において浄化槽を設置しようと

する者は、当該建築確認申請書又は計画通知書に別表 1 に掲げる図書を添付して建築主事又は指定確認検査機関（基準法第 7 7 条の 2 1 第 1 項に規定する指定確認検査機関をいう。）に申請すること。建築工事の完了前に新たに浄化槽を設置する場合又は浄化槽の構造若しくは規模の変更をする場合（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）も、同様とすること。

3 浄化槽使用開始後の手続

(1) 使用開始の手続

浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始をした場合は、使用開始の日から 30 日以内に浄化槽使用開始報告書（八王子市保守点検等に関する規則〔平成 19 年八王子市規則第 〇〇号。以下「市規則」という。〕第 16 号様式）を市長に提出すること。

(2) 技術管理者の変更手続

浄化槽管理者は、技術管理者を変更した場合は、変更の日から 30 日以内に技術管理者変更報告書（市規則第 17 号様式）を市長に提出すること。

(3) 浄化槽管理者の変更手続

浄化槽管理者が変更になった場合は、新たに浄化槽管理者となった者は、変更の日から 30 日以内に浄化槽管理者変更報告書（市規則第 18 号様式）を市長に提出すること。

(4) 浄化槽廃止の手続

浄化槽管理者は、浄化槽を廃止した場合は、法第 11 条の 2 の規定により、廃止の日から 30 日以内に浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第 1 号）を市長に提出すること。

(関係者の責務)

第 5 次に掲げる浄化槽関係者は、浄化槽の設置及び維持管理等に当たっては次の事項を行う。

1 浄化槽管理者

浄化槽管理者は、環境省令第 1 条に規定する使用に関する準則に従って浄化槽を使用することのほか、次の事項を行うこと。

(1) 法第 10 条の規定により、浄化槽の保守点検を実施すること。委託する場合は、浄化槽保守点検業者に委託すること。

(2) 法第 10 条の規定により、浄化槽の清掃を実施すること。委託する場合は、浄化槽清掃業者に委託すること。

(3) 法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により、浄化槽の法定検査を受検すること。この場合において受検手続は、7 条検査については浄化槽工事業者に、11 条検査については浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に委託することができる。

(4) 既に単独処理浄化槽を設置している者は、東京都生活排水対策指導要綱に定める合併処理浄化槽に転換するよう努めること。

- (5) 特定施設及び指定地域特定施設の浄化槽管理者は、自ら技術管理者として浄化槽を管理する場合を除き技術管理者を任命し、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させること。また、当該浄化槽の維持管理状況を浄化槽維持管理状況報告書（市規則第19号様式）により市長に報告すること。
- (6) 共同で浄化槽を使用する場合又は浄化槽が設置されている建築物を貸借する場合は、維持管理主体を明確にすること。

2 浄化槽保守点検業者

浄化槽保守点検業者は、環境省令第2条に規定する保守点検の技術上の基準に従って業務を行うことのほか、次の事項を行うこと。

- (1) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法について助言指導を行うこと。
- (2) 保守点検の実施に当たっては、作業の安全と周囲の生活環境の保全及び公衆衛生に十分配慮すること。
- (3) 保守点検の実施に当たっては、浄化槽管理者又はその代理人等に立会いを求め、保守点検終了後は保守点検の記録を浄化槽管理者に交付し、その内容を説明すること。
- (4) 保守点検の実施に当たっては、都規則第13条各号で掲げる備えるべき器具を用いること。
- (5) 保守点検の実施に当たっては、別表3に定める水質検査を行うこと。
- (6) 保守点検の結果、次に該当する場合はその対応について浄化槽管理者に助言指導を行うこと。

ア 浄化槽に故障又は異常があると認めた場合

イ 機能に支障が生じるおそれがあると認めた場合

ウ 清掃を要すると判断した場合

- (7) 浄化槽管理者が11条検査を行っていない場合は、11条検査の必要性について浄化槽管理者に説明し、受検を勧めること。このとき浄化槽管理者の委託を受けて受検手続を行うことができる。
- (8) 保守点検の結果の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存すること。
- (9) 浄化槽の保守点検受託契約基数を毎年1回、浄化槽保守点検受託契約基数報告書（市規則第20号様式）により市長に報告すること。
- (10) 浄化槽保守点検に関する新しい技術について、積極的に取得に努めること。

3 技術管理者

- (1) 施設ごとの専従を原則とし、保守点検作業及び清掃作業の両業務を統括すること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、浄化槽維持管理状況報告書の提出について、助言指導を行うこと。

4 浄化槽清掃業者

浄化槽清掃業者は、環境省令第3条に規定する浄化槽の清掃の技術上の基準に従って

業務を行うことのほか、次の事項を行うこと。

- (1) 清掃の実施に当たっては、作業の安全と周辺的生活環境の保全及び公衆衛生に十分配慮すること。
- (2) 清掃の結果、浄化槽に異常を認めた時は速やかに浄化槽管理者に報告すること。
- (3) 浄化槽の清掃に関する新しい技術について、積極的に取得に努めること。
- (4) 浄化槽管理者が11条検査の受検手続を行っていない場合は、その委託を受けて手続を行うことができる。

5 指定検査機関

- (1) 法に基づく指定検査機関として、公正かつ正確な検査業務を行うこと。
- (2) 浄化槽管理者に対し、法定検査を受けなければならない旨の啓発に努めること。
- (3) 検査後は、浄化槽管理者に対し、適正な助言指導を行うこと。

6 浄化槽関係団体

- (1) 構成員に対し、専門的知識及び技術の向上を図るため、講習会、研修会及び情報提供を行うこと。
- (2) 構成員に対し、法定検査受検促進について指導すること。
- (3) 構成員のほか、建築士、工事施行者は、東京都浄化槽指導要綱を遵守すること。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、浄化槽の維持管理等に必要な事項については、法、環境省令、基準法、都要綱、市条例、市規則その他浄化槽関係規程に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は平成29年1月1日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

合併処理浄化槽の設置構造指針

地 域	処理対象 人員	構 造	処理性能(mg/ℓ日)			
			BOD	COD	T-N	T-P
総 量 規 制 に 係 る 指 定 地 域	50人 以下	建設省告示第1第三号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	20		20	
	51人 から 200人	建設省告示第9号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	10	15	20	1
	201人 以上	建設省告示第11号に基づく構造を有するもの、またはこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの	※ 10	15	10	1

(備考)

- 1 建設省告示とは、昭和55年建設省第1292号をいう。
- 2 総量規制に係る指定地域とは、水質汚濁防止法施行令別表第2第一号ハに掲げる区域をいう。

※ 総量規制に係る指定地域における201人以上の浄化槽にあつては、併せて放流水のBOD平均目標5mg/ℓ日も基準とする。